

機械設備調査算定要領

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この要領は、公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（昭和43年5月30日43監第157号土木部長通達）第15第2項に規定する工作物の移転料のうち、機械設備の移転料に係る調査算定に適用するものとする。

2 前項の機械設備は、次表に区分する工作物のうち、機械設備の項に掲げるものをいう。

工作物区分	判 断 基 準
機械設備	<p>原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。</p>
生産設備	<p>当該設備が製品等の製造に直接・間接的に関わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。</p> <p>A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等</p> <p>B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等</p> <p>C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池、沈澱池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等</p> <p>D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等</p>

(用語の定義)

- 第2条 この要領において「機器等」とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行う機械装置、キューピクル式受変電設備、これらに付属する2次側の配線・配管・装置等をいい、1次側の配線・配管、受配電盤等の設備を含まないものとする。
- 2 この要領において「機械基礎」とは、通常コンクリート構造物等で施工された機器等を固定する土台部分をいう。
- 3 この要領において「復元」とは、既存の機器等を再利用可能なように解体撤去し、残地又は残地以外の土地に運搬し、据え付けることをいう。
- 4 この要領において「再築」とは、残地又は残地以外の土地に、原則として、従前の機器等と同種同等又は市販されている機器のうち、その機能が従前の機器等に最も近似の機器等を購入し、据え付けることをいう。
- 5 この要領において「復元費」とは、機器等の復元に要する費用をいう。
- 6 この要領において「再築費」とは、機器等の再築に要する費用をいう。

第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

- 第3条 機械設備の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査及び市場調査等の補足調査（以下「現地調査等」という。）を行うものとする。
- 2 不可視部分（調査困難な場所に機器等が設置されている場合など）の調査は、既存の機器等に関する資料の写しなどを入手し、これを利用することができるものとする。また、資料の入手が困難な場合には、所有者又は機器等を設置したメーカー等から調査表等の作成に必要な事項を聴取するなどの方法により調査を行うものとする。
- 3 復元することが困難と認められる機器等については、機器等を設置したメーカー等から復元が困難である理由等について聴取するものとする。
- 4 現地調査等を行うに当たっては、事前に監督職員と協議し、調査の実施について必要な指示を受けるものとする。
- 5 機械設備の調査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について行うものとする。
- 一 機械配置 建物平面及び敷地の範囲を基準とした機器等の設置位置
 - 二 機器等 機械装置の名称、仕様（型式、能力、原動機の出力等）、製作所名、形状・寸法、質量、所有区分、取得年月等

- 三 機械基礎 構造、仕様、形状・寸法、機器等の設置状況等
- 四 電気設備 受・配電系統、使用器材の用途、種別、規格寸法、経路、長さ、敷設方法等
- 五 配管設備 配管の用途、種別、規格寸法、経路、長さ、敷設方法、流向、終・始端、被覆、塗装等
- 六 プロセスコンピュータ設備 種別、規格寸法、フロー、LAN配線、長さ、敷設方法、取得年月等
- 七 稼動状況 各機器等の役割、各機器等間の関連性、稼動状況等
- 八 復元の可否 復元の困難性、移設工期等
- 九 その他
 - イ 写真撮影 第6条の規定に基づき写真を撮影する。
 - ロ 製造(加工)工程 現地調査、聴取調査等により製造(加工)工程を調査する。
 - ハ 固定資産台帳 取得価格、取得年月等について調査する。
 - ニ 申請手数料等 移転に伴い必要となる各種法令上の許認可申請費用、手数料及び検査費用等について調査する。
 - ホ 法令適合性等 各種法令に係る適合状況等を調査する。
 - ヘ その他 その他必要な事項について調査する。

6 前項第6号のプロセスコンピュータ設備とは、製品等の製造に直接携わっている工業用の自動制御コンピュータ設備をいう。

7 第5項第9号ハの固定資産台帳とは、直近1年の事業年度の固定資産台帳をいう。

(調査表)

第4条 機械設備の調査表は、前条の調査の結果に基づき、様式第1の機械設備調査表に、次に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 所在地 機械設備の所在地
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日
- 三 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 四 所有者氏名 機械設備の所有者の氏名又は名称
- 五 所有者住所 機械設備の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 六 業種区分 当該事業所の事業種別(日本標準産業分類による。)
- 七 製造(加工)工程 製造等の系統又は製品ごとの製造・加工工程等
- 八 稼働状況等 稼働状況、操業時間等
- 九 法令の適合性等 関係する法令等の概要と適合状況等
- 十 機械番号 機器等ごとに一連の番号を付し、整理する。
- 十一 機械名称 機器等の名称は、一般的な名称を記載する。
配管設備の名称は、流体別、系統別等に区分しそれぞれの名称を記入する。
電気設備の名称は、高圧受変電設備、幹線設備、動力配線設備等に区分し、それぞれの名称を記入する。

十二	数量	機器等の設置台数
十三	取得年月	機器等の取得年月（中古取得した機器等の場合は、中古取得以前の使用年数等を含む。）
十四	仕様	機器等の型式、能力、原動機の出力等
十五	製造所名等	機器等の製作所名
十六	形状・寸法	機器等の形状及び寸法(m)
十七	質量	機器等一台当たりの質量(t)（2次側の配線、配管等を除く。）
十八	基礎寸法・設置状況	機械基礎の形状・寸法、設置状況（ボルト固定、コロ付等）等
十九	その他	復元の可否、リース物件等、その他必要な事項

（機械設備図）

第5条 機械設備の図面は、原則として、所有者ごとに別添1 機械設備図面作成基準により作成するものとする。

（写真撮影等）

第6条 機械設備の写真の撮影は、次によるものとし、原則として、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。ただし、写真撮影が困難なものについては姿図とすることができるものとする。

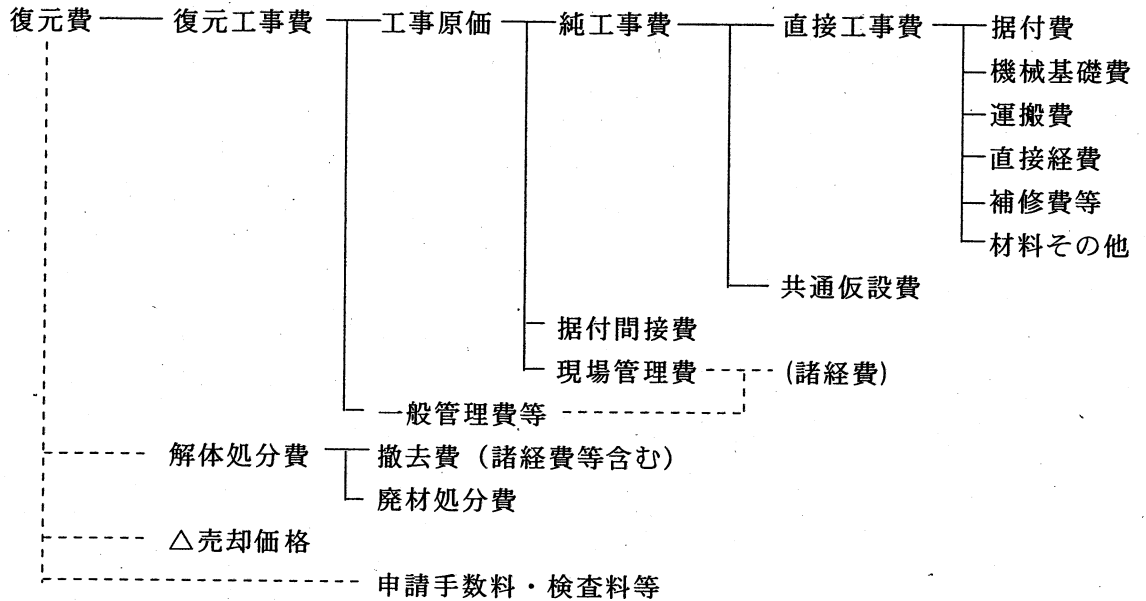
- 一 機器等及び電気設備等の写真は、原則として、第4条に定める機械設備調査表の機械番号ごとに撮影する。
- 二 写真台帳は、機械番号順に整理し、撮影年月日、機械名称等を記載する。
- 三 電気設備、配管設備等の写真は、写真番号を付し整理し、撮影の位置、方向及び写真番号を記載した写真撮影方向図を添付する。

第3章 算 定

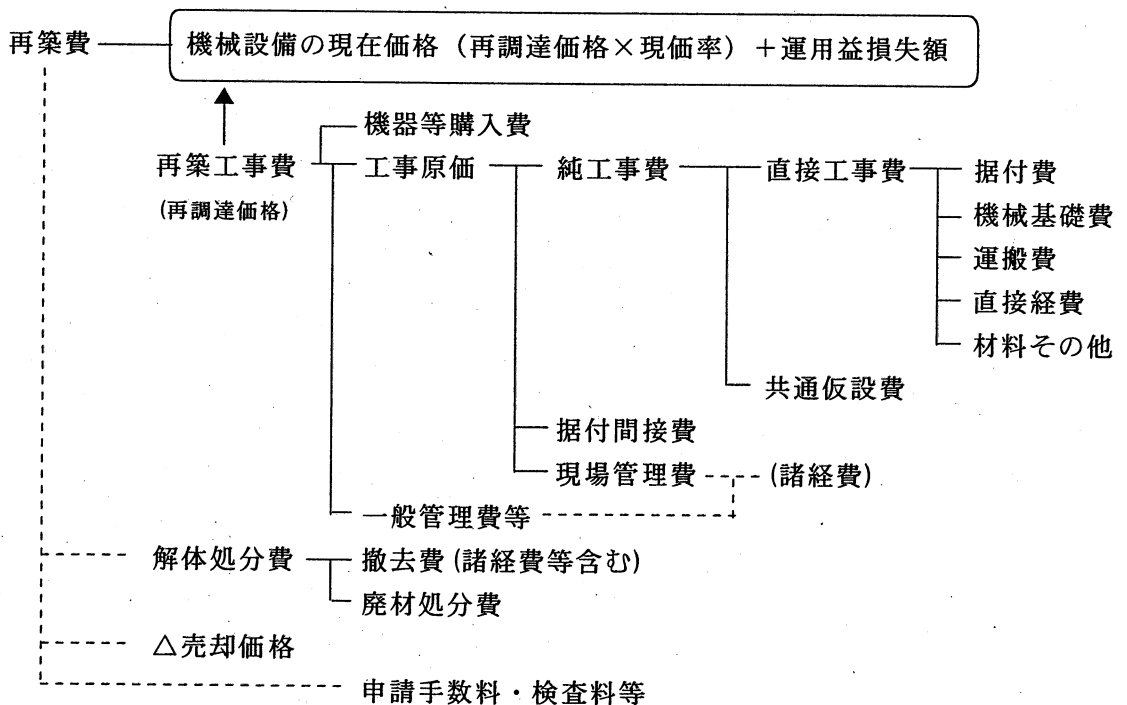
(補償額の構成)

第7条 機械設備の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。

<復元費の構成>



<再築費の構成>



2 共通仮設費の内容は、次のとおりとする。

- 一 運搬費 建設機械、機材等（足場材等）及び機器・材料の現場内小運搬等に関する費用
- 二 準備費 基準点測量、完成時の清掃及び後片付け等に関する費用
- 三 事業損失防止施設費 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に関する費用
- 四 安全費 安全管理上の監視、安全施設類（標示板、保安灯、防護柵、バリケード等）等に関する費用
- 五 役務費 動力、用水等の基本料等
- 六 技術管理費 施工管理・品質管理・行程管理のための試験又は資料作成等に関する費用
- 七 営繕費 現場事務所、労働者宿舍、倉庫、材料保管場、監督員詰所等に関する費用

3 据付間接費及び諸経費の内容は、次のとおりとする。

- 一 据付間接費 据付工事部門等に係る労務管理費、事務用品費、通信交通費、会議費、交際費、法定福利費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、地代家賃、保険料、租税公課及び雑費
- 二 諸経費
 - イ 現場管理費 現地採用の労働者及び事務員に係る労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料、事務員給与手当等、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、交際費、据付外注経費、工事登録費及び雑費
 - ロ 一般管理費等 一般管理費（役員報酬、従業員給与手当等、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約保証費及び雑費）及び付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）

(補償額の算定)

第8条 機械設備の復元費及び再築費は、次に掲げる式により算定した額とする。

一 復元費 = 復元工事費 + 解体処分費 - 売却価格

二 再築費 = 機械設備の現在価額 (再調達価格 × 現価率) + 運用益損失額 + 解体処分費 - 売却価格

2 機械設備の現在価額 (再調達価格に現価率を乗じて算定する。) と運用益損失額との合計額は、再調達価格に次式による再築補償率 (小数点以下第四位を四捨五入した数値とする。) を乗じて算定するものとする。

$$\text{再築補償率} = \left(1 - 0.8 \frac{n}{N}\right) + \left(0.8 \frac{n}{N}\right) \left\{1 - \frac{1}{(1+r)^{N-n}}\right\}$$

n 機器等、電気設備及び配管設備等の経過年数

N 機器等、電気設備及び配管設備等の標準耐用年数 (又は実態的耐用年数)

r 年利率

一 経過年数

既存の機器等、電気設備及び配管設備等の購入 (新品としての購入とする。) から補償額算定の時期までの経過年数をいい、固定資産台帳等の取得年月等から認定するものとする。

二 標準耐用年数

機器等、電気設備及び配管設備等の標準耐用年数は、別表-1の機械設備等標準耐用年数表を適用して求めるものとする。

ただし、機械設備等標準耐用年数表によることが適当でないと認められる場合は、専門メーカー等からの意見聴取等、その他適切な方法により、その機器等、電気設備及び配管設備等のもつ実態的耐用年数を定めることができるものとする。

(工事費の算定)

第9条 復元工事費、再築工事費、解体処分費及び売却価格を算定するに当たっての数量計算及び各工事費の算定は、別添2機械設備工事費算定基準によるものとする。

第4章 移転工法案の検討資料等の作成

(製造工程図)

第10条 工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合の移転工法案の検討に当たって必要となる製造工程図（製品等の製造、加工又は販売等の工程を図式化したもの）については、次により作成するものとする。

- 一 製造工程図は、原則として、製造等の系統又は製造、加工等行う製品ごとに作成する。
- 二 製品等の製造工程等に沿って略図を作成し、工程順に番号を記載する。
- 三 製造、加工工程ごとに設置されている主要な機器等の名称及び製造又は加工工程の内容について記載する。
- 四 その他可能な限り、製品名、製品の規格等、原材料、副資材及び一の工程の単位時間を記載する。

(動線配置図)

第11条 工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合の移転工法案の検討に当たって必要となる動線配置図（製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係を図式化したもの）については、次により作成するものとする。

- 一 動線配置図は、原則として、製造等の系統又は製造、加工等行う製品ごとに作成する。
- 二 建物等の配置図等を基に、原材料及び製品等の移動（作業）動線を製造工程等に沿って作成し、製造工程図に付した工程順の番号を記載する。

(移転工程表)

第12条 復元及び再築に係る建物、機械設備等の移転工程表については、次により作成するものとする。

- 一 機器等の移転工期は、専門メーカー等から聴取した移転工期、見積書に記載された移転工期又は据え付け・撤去の工数に基づき作業人数・班体制から算出した日数により認定する。
- 二 建物、工作物及び動産の移転と機器等の移転との関係を表示する。
- 三 機器等の移転に伴い営業休止等が生じる期間を表示する。
- 四 その他必要に応じて、移転を要する機器等の製造等の系統を表示する。

別添1 機械設備図面作成基準

(趣旨)

第1 この基準は、要領第5条に定める機械設備図面の作成基準である。

(作成する図面)

第2 作成する図面の種類及び作成方法については、原則として、別表に掲げるものとする。

(用紙)

第3 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3判横とする。

(図の配置)

第4 機械設備位置図、電気設備図等は、原則として、図面の上方が北の方位となるように配置する。

(図面の縮尺)

第5 作成する各図面の縮尺は、原則として、別表に表示する縮尺とし、各図面に当該縮尺を記入する。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。

(機械設備の計測)

第6 機械設備の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第7 図面等に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

2 面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位(小数点以下第3位切捨て)までの数値を求めるものとする。

(図面表示記号)

第8 図面に表示する記号は、原則として、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格(JIS)の図記号を用いる。

(線の種類)

第9 線は、原則として、次の4種類とする。

実線	—————
破線	- - - - -
点線
鎖線	—————

2 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

(文字)

第10 図面に記載する文字は、原則として、横書きとする。ただし、寸法を表示する数値は

寸法線に添って記入する。

- 2 文字のうち、漢字は楷書体を用い、術語のかなは平仮名、外来語は片仮名、数字は算用数字とする。
- 3 文字の大きさは、原則として、漢字は3.0ミリメートル角以上、平仮名、片仮名、算用数字等は2.0ミリメートル角以上とする。

(勾配の表示)

第11 勾配の表示は、原則として、正接を用いるものとする。この場合において、分母を10とした分数で表示する。

(別表)

図面名称	作成の方法等	縮尺	備考
配置図	建物移転料算定要領（以下「建物算定要領」という。）別添一木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準（別表）又は建物算定要領別添二非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。		
機械設備位置図	ア 機器等の設置位置に機械番号を付し、機械名称、仕様、台数等の一覧表を記入する。 イ 機器等が上下に重なるなどにより、明確に表示困難な場合は、補足して内容を記入する。 ウ 天井クレーン等のレールは、機械設備位置図に記入する。	1/100 又は 1/200	
電気設備図	ア 機器等に係る電気設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。 イ 電気、動力、受変電設備等の機器類は、機械設備位置図に準じて表示する。 ウ 高圧受変電設備図、幹線設備図、動力配線設備図等は、規模等に応じて、それぞれ区分して作成する。 エ 高圧受変電設備図は、電力引込み箇所から低圧配電盤まで表示する。 オ 引込み部分には、責任分界点、財産分界点を明確に表示する。 カ 幹線設備図は、高圧受電設備の2次側出力線から各分電盤、動力盤まで表示する。ただし、低圧引込みの場合は、引込み部分から表示する。 キ 動力配線設備図は、各分電盤、動力盤の2次側出力線から各機械制御盤、始動器、モーター、手元開閉器等まで表示する。 ク 分電盤、動力盤の仕様等の一覧表を記入する。 ケ トラフ、フロアダクト、レースウェイ、ケーブルラ	1/100 又は 1/200	

	ック等は、配線図に記入する。		
配管設備図	<p>ア 機器等に係る配管設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。</p> <p>イ 配管設備図は、原則として、流体及び系統別に区分して作成する。</p> <p>ウ 建築設備の配管から分岐する場合は、その区分位置を明確に表示する。</p> <p>エ 配管に関連する機器等は、鎖線で表示する。</p> <p>オ 機器等に含む機器廻り配管と1次側配管の区分を明確に表示する。</p>	1/100 又は 1/200	
機械基礎図	<p>ア 機械基礎図は、原則として、機器等ごとに作成し、構造、仕様及び形状・寸法等を記入する。</p> <p>イ 杭地業が施工されている場合は、杭の位置を表示し、杭の仕様、形状・寸法等を記入する。</p> <p>ウ 方形基礎等の簡易な機械基礎の場合は、数量計算書等に姿図等を記入することにより、機械基礎図を省略することができる。</p>	1/50 又は 1/100	
プロセッサー 設備図	<p>ア 当該敷地内に設置されている機器間の関連（構成など）を示すシステム図（フロー図、LAN配線図等）を作成する。</p> <p>イ 他工場等との関連を記入する。</p> <p>ウ その他積算に必要な図面を作成する。</p>	1/100 又は 1/200	
写真撮影方向図	<p>ア 機械設備位置図等を基に、写真撮影の位置等を明確にするための位置図を作成する。</p> <p>イ 位置図には、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。</p> <p>ウ 機器等、電気機器、電気設備、配管設備等、写真台帳の整理方法に応じて区分し作成する。</p>	1/100 又は 1/200	

別添2 機械設備工事費算定基準

第1章 総 則

(趣旨)

第1 この基準は、要領第9条に定める機械設備の復元及び再築に要する工事費の算定基準である。

第2章 数量計算

(数量計算書)

第2 数量の算出は、次の各号によるものとし、本基準に定めのない場合は、原則として、建物移転料算定要領別添二非木造建物調査積算要領の別添2非木造建物数量計測基準に準じて算出するものとする。

一 運搬

トラック積載質量(t)の選定に当たっては、輸送を要する機器等の形状・寸法、質量及び接続道路の幅員等の立地条件を考慮する。

二 配線・配管設備

配線・配管設備等の数量は、上記、非木造建物数量計測基準の電気設備及び電気設備以外の設備の規定に準じて算出する。

三 機械基礎・機器等に付属する架台等

機械基礎、コンクリート造ピット及び機器等の周りに存する架台等の構築物の数量は、原則として、機器等ごとに区分して算出する。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、次の方法により行うものとする。

一 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。

二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位(小数点以下第4位切捨て)まで求める。

三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位までの数値をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

3 構造材、仕上げ材その他の補償額算定調書に計上する数値(価格に対応する数量)は、前項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)までで計上するものとする。

第3章 単価及び見積

(見積書等)

第3 工事費の算定に用いる資材単価及び機器等の価格は、「建設物価〔(一財)建設物価調査会発行〕」、「積算資料〔(一財)経済調査会発行〕」、これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている単価又は専門メーカー等の資料価格(カタログ価格等)及び見積価格によるものとする。

なお、カタログ価格等による場合は、実勢価格を適正に判断し取り扱うものとする。

2 専門メーカー等から徴する見積書の取扱いは、次の各号によるものとする。

一 見積徴収の要否

機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等について、見積を徴するものとする。

原則として、次表の区分により専門メーカー等から当該機器等と同種同等の機器等について、その購入費に係る見積を徴するものとする。

なお、当該機器等と同種同等の機器等について見積を徴することができない場合は、市販されている機器等のうち、その機能が最も近似の機器等について、見積を徴するものとする。

区 分	新品価格が公刊物等に掲載されている機器等	新品価格が公刊物等に掲載されていない機器等
機器等購入費	建設物価、カタログ等の価格	見積徴収
再築費に関する直接工事費	歩掛積算	歩掛積算
復元費に関する直接工事費	歩掛積算	歩掛積算
摘 要 (機械分類)	電動工具 溶接機 ポンプ 空調機械 空圧機器 送風機 等の小型汎用機械	工作機械 包装機械 荷役機械 鍛圧機械 木工機械 油圧機械 貯槽類 搬送機械 等で質量が 10t以下の機械

二 見積依頼先

見積依頼先を選定するに当たっては、次の方法により行うものとする。

- イ 原則として被補償者又はその利害関係人であって、適正な見積を徴することの妨げとなる者から、見積を徴してはならない。
- ロ 見積依頼先を選定するときは、実績、経験、技術水準等を勘案して行うとともに、見積依頼先が妥当であるとした理由を記載した書面を作成するものとする。

三 見積徴収

見積を徴収するに当たっては、次の方法により行うものとする。

- イ 見積の依頼は、書面により行うものとする。
- ロ 見積を依頼する書面には、機器等の見積範囲（特に機械基礎、配管等との関係等）、仕様、同時発注台数など見積条件を明示するものとする。
- ハ 原則として、機器等ごとに見積を徴するものとする。
- ニ 見積は、原則として、2社以上から徴するものとし、様式第8による機械設備見積比較表を用いて比較するものとする。

四 見積書の記載事項及び資料収集

見積書には、原則として、次の項目について記載を得るとともに、見積書に記載された機器等の仕様書など、見積書が見積条件に適合していることを検証するために必要と認められる資料を、収集するものとする。

- イ 宛名（見積を依頼する書面と見積書の関係を明らかにするため。）
- ロ 見積書に記載された機器等の名称、規格（型式、質量）、製造メーカー名及び機能
- ハ 新品機器等の購入費（一般管理費等を含む販売価格。）
- ニ 総合試運転費
- ホ 中古品売却価格
- へ 特別管理産業廃棄物（廃油、廃PCB等）等の処分費
- ト その他雑費（材料費、仮設費等。）
- チ 消費税等
- リ 機器等1台当たりの質量(t)
- ヌ 移転工期
- ル その他、見積書が見積条件に適合していることを検証するために必要と認められる事項

五 見積書の検証

見積を徴したときは、次の項目について検証するとともに、理由を記載した書面を作成するものとする。

- イ 見積書に記載された機器等について、同種同等であるとした理由又は同種同等の機器等が既に製造されていないなど、当該機器等と同種同等の機器等の見積を徴することができないとした理由
- ロ 機能が最も近似の機器等について見積を徴したときは、見積書に記載された機器等について、機能が最も近似であるとした理由
- ハ 見積書が、見積条件に適合しているとした理由

第4章 工数歩掛等

(工数歩掛)

第4 本基準に定めのない工数歩掛等は、次の優先順位により採用するものとする。

- 一 公共建築工事積算基準（(財) 建築コスト管理システム研究所発行）
- 二 建設工事標準歩掛（(財) 建設物価調査会発行）
- 三 工事歩掛要覧（(財) 経済調査会発行）
- 四 下水道工事積算基準（(財) 下水道新技術推進機構発行）
- 五 これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている工数歩掛等
- 六 専門メーカー等から見積を徴するなど、その他適切な方法

(据付工数)

第5 機器等の据付に要する工数は、様式第6による機械設備据付工数等計算書を用いて、次の各号により算出するものとする。

一 据付工数

据付工数は、次表の機械区分によるものとし、機器等の1台当たりの質量(t)に基づき工数歩掛により算出する。

ただし、質量が10tを超える場合などでこの工数歩掛により難しい場合及びキュービクル式受変電設備については、本基準第4により算定するものとする。

機械区分		工数歩掛	判断基準
第1類	簡易な機器等	$2.4X^{0.776}$	<ul style="list-style-type: none"> ○構造が簡単で、運動部分が少ない単体機械 ○可搬式、床置き、簡易固定式等で容易に移動が可能なもの ○通常、簡単なレベル調整程度で、芯だし調整を要しないもの ○他の機械との関連性がなく、単体で機能するもの
第2類	一般汎用機器等	$4.8X^{0.776}$	<ul style="list-style-type: none"> ○構造が複雑で、運動部分を有する単体機械 ○通常、基礎及び架台等に固定されているもの ○精度の高いレベル調整、芯だし調整等を要するもの
第3類	貯槽類等	$4.8X$	<ul style="list-style-type: none"> ○分解、組立をしなければ移動が不可能なも

			の○構造が比較的簡単で、運動部分が少ないもの ○通常、基礎及び架台等に固定されているもの ○レベル調整、芯だし調整等を要するもの ○他の機械との関連性が少なく、単体で機能するもの
第4類	搬送・荷役機器等	7.5X	○分解、組立をしなければ移動が不可能なもの ○構造が複雑又は特殊で、運動部分が多いもの ○通常、基礎及び架台等に固定されているもの ○精度の高いレベル調整、芯だし調整等を要するもの

注1 この工数歩掛のXは、機器等の1台当たり質量(t) (2次側の配線・配管・装置等の質量は除く。)とする。

注2 この工数には、機械基礎のアンカ溶接、さし筋、芯だし及び墨だし等に要する費用を含むものである。

注3 この工数には、据付完了後の単体試験(機器単体調整試験及び動作確認試験等)に要する費用を含むものである。

注4 この工数には、2次側の配線・配管・装置等の据付に要する費用を含むものである。

二 作業環境による補正

据付工数は、施工現場の状況、作業環境及び施工条件等により、下表の作業区分に応じ、次の式により補正することができるものとする。

ただし、残地以外の土地を移転先とする場合は、原則として、悪環境における作業及び錯綜する場所における作業の補正はしないものとする。

(補正据付工数 = 据付工数 × (1 + 補正率))

作業区分		補正率	判断基準
危険作業	高所又は地下における作業	0.1	○地表又は各階床面より5m以上の場所 ○地下2m以上の場所
	悪環境における作業	0.2	○毒性ガスの発生する恐れのある場所 ○危険物、毒劇物を保管している場所 ○施工の作業性の悪い場所 (人力作業に限定される場所や傾斜地等)
錯綜場所	錯綜する場所における作業	0.3	○機器回り、管廊等で特に錯綜する場所 (ボイラー室、機械室、監視室及び排水処理施設等で、機器等の設置に必要な作業用空間に多数の配管、配線、ダクト等)

			が存する場合)
--	--	--	---------

注1 作業区分欄の2以上の項目に該当する場合は、その該当する補正率を加算するものとする。

三 職種別構成

上記一により算出した据付工数は、その90%を設備機械工とし、10%を普通作業員とする。

(撤去工数)

第6 機器等の撤去に要する工数は、様式第6による機械設備据付工数等計算書を用いて、次により算出するものとする。

撤去工数

機器等の撤去工数は、復元する場合と再築する場合に区分し、据付工数に次表の撤去費率を乗じて算出する。

(撤去工数 = 据付工数 × 撤去費率)

なお、第5二ただし書きの規定により作業環境の補正をしていない場合で、機器等の撤去に当たり、悪環境における作業又は錯綜する場所における作業となる場合の据付工数は、第5二で定める式により補正するものとする。

区 分	撤去費率
復元する場合 (又は中古品として処分する場合)	据付工数の60%
再築する場合	据付工数の40%

注1 機器等を再築する場合等で、既存の機器等を中古品として処分することが可能な場合の撤去工数は、上記区分の「復元する場合」の撤去費率により算出するものとする。

(運搬台数)

第7 機器等の運搬に要するトラック等の台数は、様式第7による機械設備運搬台数計算書を用いて、次により算出するものとする。

- | | | |
|---|------------|-----------------------------------|
| 一 | 機器等の形状・寸法等 | 機械設備調査表に記載した形状・寸法、質量による。 |
| 二 | 機器等の面積 | 機器等の形状・寸法から面積を算出する。 |
| 三 | 質量基準運搬台数 | 機器等の質量を使用トラックの積載可能質量で除して算出する。 |
| 四 | 面積基準運搬台数 | 機器等の面積を使用トラックの積載可能面積で除して算出する。 |
| 五 | 認定運搬台数 | 質量基準運搬台数と面積基準運搬台数を比較し、数量が多い台数とする。 |

第5章 算 定

(算定内訳書)

第8 工事費の算定は、様式第1の機械設備調査表で作成した機器等ごとに様式第2、様式第3及び様式第4による機械設備算定内訳書及び様式第5による機械設備直接工事費明細書を用いて算定するものとする。

(据付費)

第9 据付費とは、機器等の各部組立、レベル合わせ、芯だし、据付完了後の単体試験（機器単体調整試験及び動作確認試験等）及び据付等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 据付労務費

据付労務費とは、据付工事を施工するに当たり直接従事する作業員に対して支払われる賃金をいい、次の式により算定する。

（据付労務費＝据付工数×労務単価（設備機械工又は普通作業員））

二 仮設費

仮設費とは、機器等の据付に当たって必要となる仮設材等の費用をいい、必要に応じて、積上げにより算定する。

(撤去費)

第10 撤去費とは、機器等の解体及び撤去等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 撤去労務費

撤去労務費とは、撤去工事を施工するに当たり直接従事する作業員に対して支払われる賃金をいい、機器等を再使用する場合と再使用しない場合に区分し、次の式により算定する。

（撤去労務費＝撤去工数×労務単価（設備機械工又は普通作業員））

二 基礎撤去費

基礎撤去費とは、機器等の撤去完了後の機械基礎、基礎ピット等の解体及び撤去に要する費用をいい、機械基礎図等の図面に基づき積上げにより算定する。

三 仮設費

仮設費とは、高所や地下、他と近接する等の条件がある機器等を撤去するに当たって必要となる仮設足場、防護工及び土留工等の設置に要する費用をいい、必要に応じて積上げ

により算定する。

(機械基礎費)

第11 機械基礎費とは、機械基礎及び基礎ピット等の築造に要する費用をいい、機械基礎図等の図面に基づき積上げにより算定するものとする。

(運搬費)

第12 運搬費とは、機器等の輸送に要する費用をいい、原則として次の式により、算定するものとする。

$$(\text{運搬費} = \text{認定運搬台数} \times \text{運搬単価})$$

認定運搬台数は、第7(運搬台数)により算出した台数とし、運搬単価は、第2(数量計算書)により選定した積載質量(t)のトラック運搬費とする。

一 復元運搬費

復元運搬費とは、機器等を復元するに当たり現在地から移転先地までの輸送に要する費用をいう。

二 持込輸送費

持込輸送費とは、最寄りの機器製作工場等から移転先地までの機器等の輸送に要する費用をいう。

(直接経費)

第13 直接経費とは、機器等の据付け完了後に実施する総合試運転等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 総合試運転費

総合試運転費とは、製造工程等において複数の機器等が関連する場合に、運転開始後に円滑な運転管理が行えるよう一連の設備に実負荷をかけて総括的に一定期間(時間)運転し、各機器・設備間の連携運転による作業状況と総合的な機能の確認等に要する費用をいい、その目的、範囲、方法、内容及び期間等を考慮し、必要に応じて算定する。

なお、機器等の据付け完了後に実施する機器単体調整試験、動作確認試験及び別途電気設備工事で実施する組合せ試験等については、据付労務費に含むものとする。

二 電力料等

電力料等とは、単体試験及び総合試運転等の実施に必要な電気、水道、ガスの使用料並びに燃料費等をいい、必要に応じて算定する。

三 機械経費

機械経費とは、機器等の据付及び撤去工事に必要な工具、器具等の損料等をいい、次の式により算定する。

$$(\text{機械経費} = \text{据付労務費} \times \text{機械経費率} + \text{撤去労務費} \times \text{機械経費率})$$

機械経費率は、2%とする。

(補修費等)

第14 補修費等とは、機器等を復元する場合の、機器等の補修・整備に要する費用並びに補修等を行うに際し補足を要する材料・部品等の費用をいい、次の式により算定するものとする。

ただし、これによることが適当でない認められる場合は、その他適切な方法により算定することができるものとする。

(補修費等＝据付労務費×補修費率 + 撤去労務費×補修費率)

補修費率は、20%とする。

なお、補修費等には、機器等の塗装に要する費用は含まれないため、必要に応じて別途個別に算定し、加算することができるものとする。

(材料その他)

第15 材料その他とは、機器等の据付及び撤去工事の施工に当たり必要となるその他の費用をいい、必要に応じて算定するものとする。

(共通仮設費)

第16 共通仮設費は、通常必要と認められる運搬費、準備費及び安全費について、別表2 共通仮設費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

(共通仮設費＝直接工事費×共通仮設費率)

なお、別表2 共通仮設費率に含まれない事業損失防止施設費、役務費、技術管理費及び営繕費等の共通仮設費については、必要に応じて個別に算定し、加算することができるものとする。

(据付間接費)

第17 据付間接費は、据付工事部門等に係る労務管理費、事務用品費、交際費及び法廷福利費等をいい、次の式により算定するものとする。

(据付間接費＝据付労務費中の設備機械工据付労務費×据付間接費率)

据付間接費率は、130%とする。

既存の機器等を再使用する場合に当たっては、撤去労務費中の設備機械工撤去労務費に据付間接費率を乗じて撤去労務費に係る据付間接費を計上するものとする。

なお、据付間接費は、諸経費に含まれる現場管理費の対象としないものとする。

(諸経費)

第18 諸経費は、別表3 諸経費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

(現場管理費 = 純工事費×現場管理費率)

(一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率)

ただし、この率により求めた諸経費が適切と認められない場合は、専門メーカー等から見積を徴するなど、その他適切な方法により算定することができるものとする。

(機器等購入費)

第19 新品の機器等の購入に要する費用をいい、機器等購入費は、当該製品メーカーの一般管理費等を含む販売価格とし、共通仮設費及び諸経費の対象としないものとする。

(売却価格)

第20 売却価格とは、機器等を再築又は復元する場合における既存の機器等の売却価格をいい、次の式により算定するものとする。

一 スクラップ(発生材)価格

イ 鉄くず

ア 機器等 機器質量×鉄屑スクラップ価格(円/t)

イ その他構造物(鉄筋コンクリート造等の機械基礎を除く) 設計質量×80%×鉄屑スクラップ価格(円/t)

ロ 銅くず

ア 銅铸件単体類 機器質量×銅屑スクラップ価格(円/kg)

イ 銅管、銅線類 設計質量×80%×銅屑スクラップ価格(円/kg)

なお、被覆銅線の処分に当たっては、ナゲット処理費(被覆物の処理に要する費用)を控除する。

二 中古品売却価格

中古品としての市場性があると認められる機器等の中古品売却価格は、原則としてその現在価格の50%を控除する。ただし、この規定により難しい場合は、専門メーカー等からの意見聴取等、その他適切な方法により当該機器等の売却価格を算定し、控除するものとする。

(廃材処分費)

第21 廃材処分費とは、機器等の撤去又は機械基礎の撤去等に伴い発生する廃材等の処分又は処理等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 廃材運搬費

廃材運搬費とは、撤去に伴い発生した廃材等の処分場までの輸送に要する費用をいい、廃材等の区分に応じた処分場までの運搬距離により算定する。

二 廃材処分費

廃材処分費とは、撤去に伴い発生した廃材等の処分又は処理等に要する費用をいい、廃材等の区分に応じた処分場の受入価格等により算定する。

(申請手数料・検査料等)

第22 機器等の復元又は再築に伴い必要となる各種法令上の許認可申請手数料及び検査料

等は、必要に応じて個別に算定するものとする。

(リース機械)

第23 リース契約による機器等を復元又は再築するに当たっては、個々の契約内容(リース期間、リース料、物件の所有者、損害保険の内容、契約終了時の処置等)に応じて個別に算定するものとする。

附帯工作物調査算定要領

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この要領は、公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（昭和43年5月30日43監第157号土木部長通達）第15第2項に規定する工作物の移転料のうち、附帯工作物の移転料に係る調査算定に適用するものとする。

2 前項の附帯工作物は、次表に区分する工作物のうち、附帯工作物の項に掲げるものをいう。

工作物区分	判 断 基 準
機械設備	<p>原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。</p>
生産設備	<p>当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。</p> <p>A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等</p> <p>B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等</p> <p>C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池、沈澱池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等</p>

	<p>D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの</p> <p>コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等</p>
附帯工作物	<p>建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。</p> <p>門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等</p>
庭園	<p>立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいう。</p>
墳墓	<p>墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。</p>

(用語の定義)

- 第2条 この要領において「復元」とは、既存の附帯工作物を構成する各部材を再利用することを基本として解体及び撤去し、残地又は残地以外の土地に運搬し、移設することをいう。
- 2 この要領において「再築」とは、原則として従前と同種同等の附帯工作物を、残地又は残地以外の土地に新設することをいう。
- 3 この要領において「復元費」とは、附帯工作物の復元に要する費用をいう。
- 4 この要領において「再築費」とは、附帯工作物の再築に要する費用をいう。

第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

- 第3条 附帯工作物の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査に基づき、次の事項について行うものとする。
- 一 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地における建物及び附帯工作物の配置状況
 - 二 附帯工作物の種類、構造、形状、寸法、数量、所有者等及び設置（又は新設）年月
 - 三 その他補償額算定に必要と認められる事項
 - 四 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地の状況及び附帯工作物の現況が把握

できる写真の撮影

- 2 前項第二号の設置年月の調査については、固定資産台帳、請負契約書等、施工業者又は所有者からの聴き取り、専門家の意見等の方法により、必要な調査を行うものとする。
- 3 第1項の調査に当たっては、石綿含有建材の使用の有無について、石綿調査算定要領(※)により調査を行うものとする。 ※各起業者が別途定める要領名

(調査表)

第4条 附帯工作物の調査表は、前条の調査の結果に基づき、様式第1の附帯工作物調査表に、次に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 所在地 附帯工作物の所在地
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日
- 三 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 四 整理番号 所有者ごとの番号
- 五 所有者氏名 附帯工作物の所有者の氏名又は名称
- 六 所有者住所 附帯工作物の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 七 種類 附帯工作物の種類又は名称
- 八 構造、形状、寸法 附帯工作物の構造、外形寸法(幅×奥行×高さ)等
- 九 数量 附帯工作物の数量
- 十 設置年月 附帯工作物の設置(又は新設)年月
- 十一 備考 復元の可否、及びその他参考事項(必要に応じ附帯工作物の所在する土地所有者の氏名又は名称等)

(図面)

第5条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

- 一 附帯工作物配置図
 - 二 附帯工作物の詳細図
 - 三 写真撮影方向図
- 2 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。
- 一 図面は、附帯工作物の所有者ごとに作成する。
 - 二 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3判横とする。
 - 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
 - 四 図面に表示する記号は、原則として、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格(JIS)の図記号による。
 - 五 長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。
- 2 面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
 - 3 構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

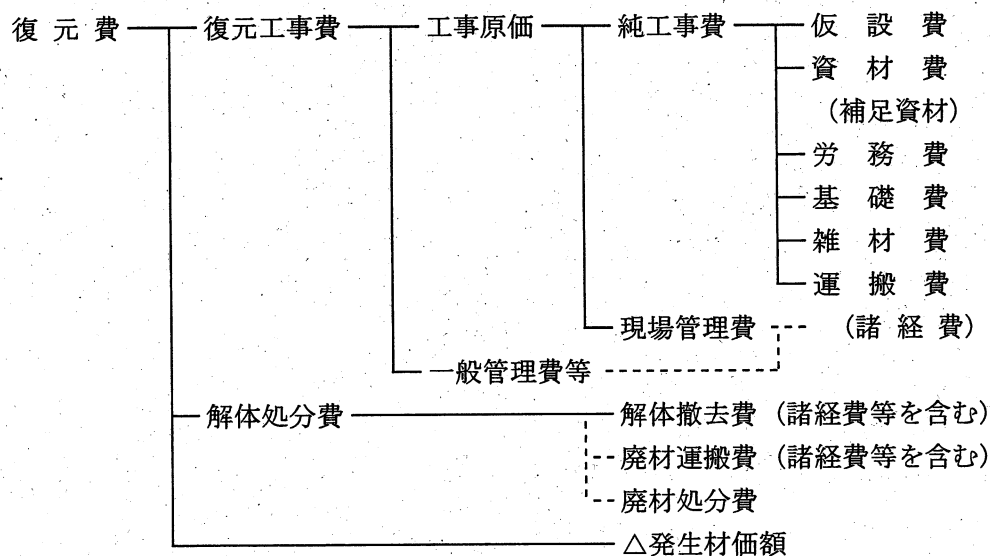
- 六 図面等に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。
- 2 図面等に表示する面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。
- 七 配置図は、建物移転料算定要領（※）別添一木造建物調査積算要領別添1木造建物図面作成基準（別表）又は別添二非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。 ※各起業者が別途定める要領名
- 八 詳細図は、必要に応じて作成し、構造、外形寸法（幅×奥行き×高さ）等を記載する。
- 九 写真撮影方向図は、附帯工作物配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。
- 十 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。
- 3 次の各号に掲げる各図面の縮尺は、原則として、当該各号に定める縮尺によるものとし、各図面に該当縮尺を記入する。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。
- 一 附帯工作物配置図 100分の1又は200分の1
 - 二 各附帯工作物の詳細図 50分の1又は100分の1
 - 三 写真撮影方向図 100分の1又は200分の1

第3章 算 定

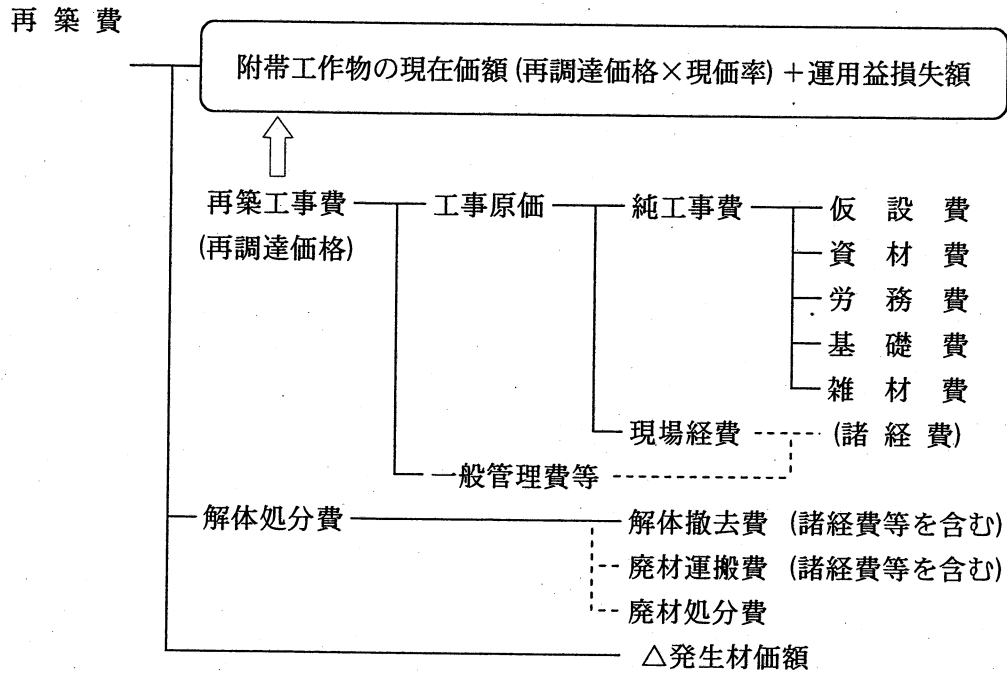
（補償額の構成）

第6条 附帯工作物の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。

<復元費の構成>



＜再築費の構成＞



(補償額の算定)

第7条 附帯工作物の復元費及び再築費は、附帯工作物補償額算定書（様式第2）を用いて、次の各号に掲げる式により算定した額とする。

一 復元費 = 復元工事費 + 解体処分費 - 発生材価額

二 再築費 = 附帯工作物の現在価額（再調達価格×現価率）

+ 運用益損失額 + 解体処分費 - 発生材価額

2 附帯工作物の現在価額（再調達価格に現価率を乗じて算定する。）と運用益損失額との合計額は、再調達価格に次式による再築補償率（小数点以下第四位を四捨五入した数値とする。）を乗じて算定するものとする。

$$\text{再築補償率} = \left(1 - 0.8 \frac{n}{N}\right) + \left(0.8 \times \frac{n}{N}\right) \left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^{N-n}} \right\}$$

n : 附帯工作物の経過年数

N : 附帯工作物の標準耐用年数（又は実態的耐用年数）

r : 年利率

一 附帯工作物の経過年数

附帯工作物の経過年数は、既存の附帯工作物の設置（又は新設）から補償額算定の時期までの年数をいうものとする。

二 附帯工作物の標準耐用年数

附帯工作物の標準耐用年数は、別表1に定める附帯工作物標準耐用年数表を適用して求めるものとする。

なお、標準的耐用年数によることが適当でない認められる場合は、専門家等から

の意見を聴取するなど、その他適切な方法により、その附帯工作物のもつ実態的耐用年数を定めることができるものとする。

3 復元費の純工事費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。

- 一 仮設費 やりかた、墨出し、仮設足場等に要する費用を必要に応じ計上する。
- 二 資材費 補足を必要とする主要資材・副資材の費用を計上する。
- 三 労務費 復元工事に要する費用を計上する。
- 四 基礎費 基礎工事に要する費用を必要に応じ計上する。
- 五 雑材費 機械、工具類の損料及び消耗材料費を計上する。
- 六 運搬費 再使用材の運搬に要する費用を計上する。

4 再築費の純工事費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。

- 一 仮設費 やりかた、墨出し、仮設足場等に要する費用を必要に応じ計上する。
- 二 資材費 主要資材、副資材の費用を計上する。
- 三 労務費 再築工事に要する費用を計上する。
- 四 基礎費 基礎工事に要する費用を必要に応じ計上する。
- 五 雑材費 機械、工具類の損料及び消耗材料費を計上する。

5 解体処分費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。

- 一 解体撤去費 解体撤去に要する費用を計上する。
- 二 廃材運搬費 廃棄物処分場までの廃材の運搬費を計上する。
- 三 廃材処分費 解体撤去で発生した廃材の処分費用を計上する。

6 諸経費は、純工事費及び解体処分費（廃材処分費を除く。）の各々に、別表2 諸経費率表による諸経費率を乗じて計算するものとする。

7 発生材価額は、解体撤去により発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じ計上するものとする。

別表1 附帯工作物標準耐用年数表

区 分		判断基準	標準耐用年数
1	木製類	主たる構造が木製のもの	31
2	コンクリートブロック類	コンクリート2次製品を主要資材として施工されたもの 主たる構造がコンクリート造のもの	36
3	鉄筋コンクリート類	主たる構造が鉄筋コンクリート造のもの	46
4	石材類	石材を主要資材として施工されたもの 構造が石材のもの	38
5	れんが類	レンガを主要資材として施工されたもの	40
6	鋼製類・アルミ類	主たる構造が金属製（鋼製、鋳鉄製、アルミ製など） のもの	30
7	電気設備等	電気、給排水、衛生、ガス設備関係	32
8	舗装	アスファルト、コンクリート等土間叩きのもの	34
9	井戸	打込井戸	29
		掘井戸	72

別表2 諸経費率表

純工事費(百万円)	諸経費率(%)	純工事費(百万円)	諸経費率(%)
10 以下	34.5	55 を超え 60 以下	22.4
10 を超え 12 以下	33.0	60 を超え 70 以下	21.5
12 を超え 14 以下	31.8	70 を超え 80 以下	20.9
14 を超え 16 以下	30.8	80 を超え 90 以下	20.3
16 を超え 18 以下	29.9	90 を超え 100 以下	19.8
18 を超え 20 以下	29.2	100 を超え 120 以下	18.9
20 を超え 22 以下	28.5	120 を超え 140 以下	18.2
22 を超え 24 以下	27.9	140 を超え 160 以下	17.6
24 を超え 26 以下	27.4	160 を超え 180 以下	17.1
26 を超え 28 以下	26.9	180 を超え 200 以下	16.7
28 を超え 30 以下	26.4	200 を超え 250 以下	15.8
30 を超え 35 以下	25.5	250 を超え 300 以下	15.1
35 を超え 40 以下	24.7	300 を超え 350 以下	14.6
40 を超え 45 以下	24.0	350 を超え 400 以下	14.1
45 を超え 50 以下	23.4	400 を超え 500 以下	13.4
50 を超え 55 以下	22.8	500 を超えるもの	12.8

- (注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。
2. 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注（建築＋解体）を単位として算定された額とする。

なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

様式第 1

附帯工作物調査表

工作物の所在地	調査年月日	調査者	整理番号			備考
工作物の所有者の氏名又は名称	工作物所有者の住所又は主たる事務所の所在地					
番号	種類・名称	構造・形状・寸法	数量	単位	設置(新設)年月	備考

附帯工作物補償額算定書

工作物の所在地	所有者住所				整理番号						
	移転工法	構外・構内	算定年月日								
工作物の所有者	復元費又は再築費計		解体撤去費計	諸経費	補償額 L+M-N						
諸経費率 [D]	地区別補正率 [Z]	復元費又は再築費 [H]	解体撤去費 [I]	諸経費 [J]							
番号	種類・名称 構造・形状・寸法	単位	数量 [A]	単価 [B]	純工事費 $A \times B \times Z = [C]$	諸経費 $C \times D = [E]$	復元価格又は再築価格 $C \times Z = [F]$	再築補償率 (%) 耐用年数 / 経過年数 [G]	復元費又は再築費 $F \times H = [H]$	解体撤去費 $[F] = [I]$	備考

事業認定申請書等作成要領

(総則)

第1条 共通仕様書第13章に規定する事業認定申請図書等の作成業務は、同章の規定によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

(事業認定申請図書)

第2条 共通仕様書第141条に規定する事業認定申請図書は、土地収用法（以下「法」という。）

第18条に規定する次の各号の図書及びこれらを補完するための説明用資料をいう。

一 事業認定申請書（第1項、同法施行規則（以下「規則」という。）第2条様式第5）

二 添付書類

ア 事業計画書（第2項第1号、規則第3条第1号）

イ 起業地及び事業計画を表示する図面（第2項第2号、規則第3条第2号、第3号）

ウ 関連事業を証する書面（第2項第3号）

エ 法第4条地に関する調書、図面及び管理者の意見書（第2項第4号、規則第3条第4項様式第6）

オ 法令上の土地利用制限に係る行政機関の意見書（第2項第5号）

カ 行政機関の許認可又は意見書（第2項第6号）

キ 法第15条の14に規定する説明会の開催その他の措置の実施状況を記載した書面（第2項第7号、規則第3条第6項様式第6の2）

三 手続保留の申立書（第32条、規則第13条の3様式第7）

2 前項第2号ウないしカ及び第3号の図書については、必要に応じて作成するものとする。

(事業計画の説明等)

第3条 事業認定申請書の添付書類のうち「事業計画書」については、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 事業計画の概要

二 事業の開始及び完成の時期

三 事業に要する経費及びその財源

四 事業の施行を必要とする公益上の理由

五 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

六 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

七 前6号に規定する事項を説明するために参考となる事項

(例) ア 事業認定を申請する区間が全体の一部であるときは、全体計画を明らかにする図面

イ 公益上の必要性を証するための統計資料

ウ 起業地選定理由を説明するための比較ルート又は他の候補地を表示する図面

- エ 事業と都市計画との関連付けを行うための都市計画図（都市施設、用途地域、市街化区域、調整区域）
- オ 財源を証するための起債許可書等の写し
- カ 現在施設を移設する場合における現在施設の状況図
- キ 起業地を明らかにするための航空写真
- ク 土地の利用制限がある区域を表す図面
- ケ 起業地の面積が必要である理由を説明するための施設基準又は同類施設の面積比較表
- コ 関連事業を施行する場合において、機能回復の程度を示すために現在施設の状況を明らかにする調書

2 受託者は、前項の記載に当たり、監督職員及び発注者の計画担当部門の職員等から説明を受けるとともに、参考となる資料等の提供を受けるものとする。

（事業認定申請区域の踏査等）

第4条 事業認定申請図書の作成に際しては、あらかじめ監督職員と協議した上、事業認定申請区域の現地踏査を行い、次の各号に掲げる項目について調査を行い、調査書を作成するものとする。

- 一 起業地内における公共・公益施設（法第4条地）の位置、種類、数量及び管理者
- 二 起業地内における法令上の土地利用制限の有無、制限の態様（種別、程度）、区域、根拠法令及びその条項並びに所管行政機関等
- 三 その他必要と認められる事項

（事業認定申請の範囲の検討）

第5条 事業認定申請の範囲の検討に当たっては、原則として当該事業の目的とする公益を実現するために必要な規模を「事業単位」とする必要があるが、一方、事業の規模が大きく、一部のみ施行した場合においても目的とする公益の相当部分を実現できると認められるときは、その部分を「事業単位」とすることも可能とされていることに留意するものとする。

（事業認定申請図書の成果品の提出部数）

第6条 成果品の提出部数は、次の各号の部数を基準として、監督職員が指示するものとする。

- 一 共通仕様書第143条に規定する事前相談用資料
正本1部及び写し3部
- 二 共通仕様書第144条に規定する本申請図書
正本1部並びに写しとして起業地の存する都道府県及び市町村数の合計に4を加えた部数

（裁決申請図書）

第7条 共通仕様書第146条に規定する裁決申請図書は、法第40条に規定する次の各号の図書及びこれらを補完する参考図書をいう。

- 一 裁決申請書（第1項、規則第16条様式第10）
- 二 事業計画書並びに起業地及び事業計画を表示する図面（第1項第1号、規則第17条第1

号)

三 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類（第1項第2号並びに規則第17条第2号及び同条第3号）

ア 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

イ 収用し、又は使用しようとする土地の面積（土地が分割されることになる場合においては、その全部の面積を含む。）

ウ 土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間

エ 土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所

オ 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積及びその内訳

カ 権利を取得し、又は消滅させる時期

四 法第36条第1項に規定する土地調書又はその写し

2 受託者は、前項の記載に当たり、監督職員及び発注者の計画担当部門の職員等から説明を受けるとともに、参考となる資料等の提供を受けるものとする。

（事業計画書・起業地表示図・事業計画表示図）

第8条 裁決申請書の添付書類のうち、前条第1項第2号に規定する事業計画書等については、第3条に準じて記載するものとする。

（土地の所在等の説明等）

第9条 第7条第3号エの図書の作成に当たり、監督職員からの指示があるときは、次の各号に定める書類をあわせて作成するものとする。

一 規則第17条第2号イに規定する書類

二 同号ロに規定する書類

（土地調書）

第10条 第7条第4号に規定する土地調書は、土地所有者ごとに作成するものとする。但し、共有地となっている場合又は境界係争地等これによりがたい場合は、作成方法について監督職員からの指示を受け、作成するものとする。

2 前項の土地調書作成に当たっては、実測平面図をあわせて作成するものとする。

（土地調書作成に係る土地の立入）

第11条 土地調書の作成に係る土地の立入については、監督職員からの指示を受けて行うものとする。

2 前項の立入ができない場合は、作成方法について監督職員からの指示を受けて、作成するものとする。

（裁決申請図書の成果品の提出部数）

第12条 成果品の提出部数は、正本1部並びに写しとして起業地の存する市町村数の合計に4を加えた部数を基準として、監督職員が指示するものとする。

(明渡裁決申立図書)

第 13 条 共通仕様書第 147 条に規定する明渡裁決申立図書は、法第 47 条の 3 に規定する次の各号の図書及びこれらを補完する参考図書をいう。

- 一 明渡裁決申立書（第 1 項、規則第 17 条の 7 様式第 10 の 3）
 - 二 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類（第 1 項第 1 号並びに規則第 17 条の 6）
 - ア 土地の所在、地番及び地目
 - イ 土地にある物件の種類及び数量（物件が分割されることになる場合においては、その全部の物件の数量を含む。）
 - ウ 土地所有者及び関係人の氏名及び住所
 - エ 法第 40 条第 1 項第 2 号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積り及びその内訳
 - オ 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限
 - 三 法第 36 条第 1 項に規定する物件調書又はその写し
- 2 前項第 2 号ウの図書の作成に当たり、監督職員からの指示があるときは、規則第 17 条の 6 第 1 号に規定する書類をあわせて作成するものとする。
- 3 第 1 項第 2 号エの図書の作成に当たっては、規則第 17 条の 6 第 2 号に規定する書類をあわせて作成するものとする。
- 4 受託者は、前 3 項の記載に当たり、監督職員及び発注者の計画担当部門の職員等から説明を受けるとともに、参考となる資料等の提供を受けるものとする。

(物件調書)

第 14 条 前条第 1 項第 3 号に規定する物件調書は、土地所有者ごとに作成するものとする。但し、共有地となっている場合又は境界係争地等の場合は、作成方法について監督職員からの指示を受け、作成するものとする。

- 2 前項の物件調書の作成に当たっては、建物の実測平面図、又は建物以外の物件で規模が大きいものや複雑な構造のもの等にあつては、図面を作成するものとする。
- 3 第 1 項の物件調書は、収用又は使用しようとする土地に物件が存しない場合においても作成するものとする。
- 4 受託者は第 1 項及び第 2 項の記載に当たり、監督職員から説明を受けるとともに、参考となる資料等の提供を受けるものとする。

(物件調書作成に係る土地等の立入)

第 15 条 前条各号に規定する書類の作成に係る物件の存する土地への立入及び物件（建物等）内部への立入については、監督職員からの指示を受けて行うものとする。

- 2 前項の立入ができない場合は、当該書類の作成方法について監督職員からの指示を受けて、作成するものとする。

(明渡裁決申立図書の成果品の提出部数)

第 16 条 成果品の提出部数は、正本 1 部並びに写しとして起業地の存する市町村数の合計に 4 を加えた部数を基準として、監督職員が指示するものとする。

別記 12

地盤変動影響調査要領

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この要領は、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領（昭和61年4月30日付け61監第58号土木部長通知）第2条（事前の調査等）第5号（建物等の配置及び現況）、第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査に適用するものとする。

第2章 建物等の調査

第1節 数量等の処理

(建物等の計測)

第2条 建物等の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

- 2 建物等の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第3条 建物等の調査図面に表示する数値は、第2条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

- 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、それを各階ごとに累計し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。
- 3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。
- 4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(計算数値の取扱い)

第4条 建物等の費用負担額算定に必要な構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

- 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、次の方法により行うものとする。
 - 一 数量計算の集計は、費用負担額算定調書に計上する項目ごとに行う。

- 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。
- 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

（費用負担額算定調書に計上する数値）

第5条 費用負担額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次によるもののほか、第2条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物等の面積は、第3条第2項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、第4条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

（費用負担額等の端数処理）

第6条 費用負担額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次によるものとする。

- 一 費用負担額算定に必要となる資材単価等は、次による。

100 円未満のとき	1 円未満切り捨て
100 円以上 10,000 円未満のとき	10 円未満切り捨て
10,000 円以上のとき	100 円未満切り捨て

- 二 建物等の費用負担額の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあつては、100 円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が 100 円未満のときは、1 円未満切り捨てとする。
- 三 建物の 1 平方メートル当たりで算出する単価は、100 円未満切り捨てとする。
- 四 建物等の費用負担額の単価は、次による。

100 円未満のとき	1 円未満切り捨て
100 円以上 10,000 円未満のとき	10 円未満切り捨て
10,000 円以上のとき	100 円未満切り捨て

第2節 建物等の調査

（調査）

第7条 建物等の調査は、事前調査と事後調査に区分して行うものとする。

- 2 事前調査及び事後調査にあつては、原則として建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）の立会いのうえに行い、第12条に規定する様式第3に調査内容を確認した旨の署名・押印を求めるものとする。
- 3 前項の調査は、情報通信技術その他の先端的な技術を活用して行うことができるものとする。

(事前調査における一般的事項)

第8条 事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の事項について調査を行うものとする。

- 一 建物の敷地ごとに建物等（建物以外の工作物については主たるもの）の敷地内の位置関係
- 二 建物ごとに実測による間取り平面及び立面
- 三 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所
- 四 その他 第12条の調査書及び図面の作成に必要な事項

2 前項第3号の所有者の氏名及び住所が現地調査において確認できないときは、必要に応じて登記項証明書を請求するなどの方法により調査を行うものとする。

(事前調査における損傷調査)

第9条 第8条の一般的事項の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。

- 一 基礎
- 二 軸部
- 三 開口部
- 四 床
- 五 天井
- 六 内壁
- 七 外壁
- 八 屋根
- 九 水回り
- 十 外構

2 基礎についての調査は、次により行うものとする。

- 一 建物の全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物基礎の四方向を水準測量で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。
- 二 コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建物の外周について、亀裂等の発生箇所及び状況（最大幅及び長さ）を計測する。
- 三 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上りが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。
- 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。

3 軸部（柱及び敷居）についての調査は、次により行うものとする。

- 一 原則として、すべての傾斜の程度を傾斜計で計測する。
- 二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から1メートルの高さの点とする。
- 三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。
- 四 計測の単位は、ミリメートルとする。

4 開口部（建具等）についての調査は、次により行うものとする。

- 一 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、不良箇所すべてを計測する。
 - 二 計測箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間の最大値の点とする。
 - 三 建具の開閉が滑らかに行えないもの又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。
 - 四 計測の単位は、ミリメートルとする。
- 5 床についての調査は、次により行うものとする。
- 一 えん甲板張り等の居室（畳敷の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。
 - 二 床仕上げ材に亀裂、縁切れ若しくは剥離又は破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。
 - 三 束又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。
 - 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。
- 6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏等のシミ等が発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。
- 7 内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
- 一 原則として、すべてのちり切れを計測する。
 - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。
- 8 内壁に亀裂が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
- 一 原則として、すべての亀裂の計測（最大幅、長さ及び分岐点幅）をする。
 - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
 - 三 亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状及び大きさの調査をする。
- 9 外壁に亀裂等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
- 一 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から 2 箇所程度を計測する。
 - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。
- 10 屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときの調査は、当該建物の屋根伏図を作成し、次により行うものとする。
- 一 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。
 - 二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。
- 11 水回り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
- 一 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張り等に亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときの調査は、すべての損傷について第 8 項に準じて行う。
 - 二 給水、排水等の配管に緩み、漏水等が視認されるときは、その状況等を調査する。

12 外構（テラス、コンクリート叩き、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、前項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。

（写真撮影）

第10条 前2条に規定する事前調査に当たっては、改ざん（修正、書き込み、削除等）の防止措置を講じたうえで、写真を撮影するものとする。この場合において、写真の撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。

2 第8条の一般的事項の調査においては、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影するものとする。

- 一 四方からの外部及び屋根
- 二 各室

3 前条の損傷調査において計測する箇所は、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影するものとする。

- 一 調査番号、建物番号及び建物等所有者の氏名
- 二 損傷名及び損傷の程度（計測）
- 三 撮影年月日、写真番号及び撮影対象箇所

（事後調査における損傷調査）

第11条 事前調査を行った損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷については、その状態及び程度を第8条、第9条及び第10条（第2項を除く。）の定めるところにより調査するものとする。

2 第8条の事前調査の調査区域外であって、事後調査の対象となったものについては、同条の事前調査における一般的事項に準じた調査を行ったうえで損傷箇所を調査するものとする。

第3節 調査書等の作成

（事前調査書等の作成）

第12条 事前調査を行ったときは、次の調査書及び図面を作成するものとする。

- 一 調査区域位置図
- 二 調査区域平面図
- 三 建物等調査一覧表（様式第1）
- 四 建物等調査書（平面図・立面図等）（様式第2）
- 五 損傷調査書（様式第3）
- 六 写真台帳（様式第4）

（事前調査書及び図面）

第13条 前条の調査書及び図面は、次により作成するものとする。

- 一 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000 分の 1 又は 10,000 分の 1 程度とする。
- 二 調査区域平面図は、調査区域内の建物等の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。
 - イ 調査を実施した建物等については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。
 - ロ 縮尺は、500 分の 1 又は 1,000 分の 1 程度とする。
- 三 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号（同一所有者が 2 棟以上の建物を所有している場合）の順に建物の所在、地番及び所有者等並びに建物の概要等必要な事項を記入する。また、工作物に損傷があった場合には、建物に準じて記入する。
- 四 建物等調査書（平面図、立面図等）は、第 8 条及び第 9 条の事前調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。
 - イ 建物等平面図は、縮尺 100 分の 1 で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積及び各階別の面積並びにこれらの計算式を記入する。
 - ロ 建物等立面図は、縮尺 100 分の 1 により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。
 - ハ その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は 100 分の 1 又は 10 分の 1 程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認めたものについては、スケッチによる調査図を作成する。
 - 二 工作物の調査図は、損傷の状況及び程度によりイ、ロ及びハに準じて作成する。
- 五 損傷調査書は、第 8 条及び第 9 条の事前調査の結果に基づき、建物等ごとに建物等の所有者名、建物の各室の名称、各部仕上材、写真番号及び損傷の状況を記載して作成するものとする。なお、写真番号については、次号の写真番号と合わせるものとし、損傷の状況については、事前調査欄に損傷の状況（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。
- 六 写真台帳は、写真番号、撮影対象箇所及び損傷名を記載し、整理するものとする。

（事後調査書等の作成）

第 14 条 事後調査を行ったときは、第 12 条の調査書及び図面を基に損傷箇所の変化及び新たに発生した損傷について、事前調査までの成果を基に、第 12 条第 1 号及び第 2 号については異同を明示し、同条第 3 号から第 6 号までについては事前調査成果を転記し、第 13 条に準じて調査書及び図面を作成するものとする。

建物等調査一覧表

工 区		工 期		事前調査		調 査 自		年 月 日		事後調査		調 査 自		年 月 日	
工 事 名		調 査 者		調 査 者		調 査 者		調 査 者		調 査 者		調 査 者		調 査 者	
調査 番号	建物 番号	建物等所在地 建物等所有者	建物等の概要	用 途	経過 年数	延 べ 面 積	事 前 調 査		申 出 年 月 日 調 査 年 月 日	申出に対する調査結果	応 急 復 旧 の 有 無	事 後 調 査		費 用 負 担 の 要 否	備 考
							損傷の 有 無	損傷の概要				損傷の 有 無	損傷の概要		
		-----							-----						
		-----							-----						
		-----							-----						
		-----							-----						
		-----							-----						
		-----							-----						
		-----							-----						
		-----							-----						
		-----							-----						
		-----							-----						
		-----							-----						
		-----							-----						
		-----							-----						
		-----							-----						
		-----							-----						
		-----							-----						

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

建物等調査書（平面図、立面図等）

調査番号		建物番号		
所有者				
工 種	建物等の概要			
	事前調査	事後調査		
基 礎				
屋 根				
外 壁				
内 壁				
天 井				
床				
経過年数				
用 途				

事前 調査	調 査	年 月 日
	年月日	
	調査者	
事後 調査	調 査	年 月 日
	年月日	
	調査者	

注 用紙の大きさは、原則として日本産業規格A列3番横とする。

損傷調査書(事前・事後)

調査番号		建物番号		建物等所在地			事前	調査年月日	年 月 日	確認年月日	年 月 日
所有者 住所				氏 名		占有者氏名	調査	調査者	⑩	所有者	⑩
								調査年月日	年 月 日	確認年月日	年 月 日
名称	事前調査					事後調査					
	(室名)	各部仕上材	写真番号	損傷の状況	備考	写真番号	損傷の状況	備考			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

(写 真 貼 付)

写真番号	撮影対象箇所及び損傷名
Ⓐ	

写真番号	撮影対象箇所及び損傷名
Ⓐ	

写真番号	撮影対象箇所及び損傷名
Ⓐ	

注 写真番号の記入は、事前調査の場合は上段、事後調査の場合は下段とする。

改葬の補償及び祭し料調査算定要領

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この要領は、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年3月7日用地対策連絡会決定。以下「細則」という。）第19に規定する改葬の補償に係る調査算定及び細則第20に規定する祭し料に係る算定に適用するものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「墓地管理者」とは、墓地の維持管理を行っている管理者のことをいう。

2 この要領において「墓地使用者」とは、墓地について祭しを主宰する者のことをいい、通常墓地に存する墳墓の所有者と同一である。

3 この要領において「墳墓」とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又は、これと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し又は焼骨を埋蔵する施設をいい、墓石及び墓誌等の「墓碑類」と、これに附随する工作物（以下「墳墓工作物」という。）及び立竹木（以下「墳墓立竹木」という。）を含む一体の施設をいう。

第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第3条 墳墓に関する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 墓地管理者等の調査

墓地管理者等の調査は、調査区域内に存する墓地又は墳墓権利関係について、次に掲げる事項について行うものとする。

(一) 墓地管理者の調査

墓地管理者の調査は、土地の登記記録の調査及び市町村吏員、集落の代表者、寺院の代表役員等から聴取するものとする。この場合において、墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人登記記録等により次に掲げる事項を調査するものとする。

る。

- ア 氏名又は名称及び住所又は所在地
- イ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ウ 包括団体の名称及び宗教法人、非宗教法人の別
- エ 財産処分等に関する規則がある場合は、その事項
- オ 永代使用料に関する事項
- カ その他必要と認められる事項

(二) 墓地使用者の調査

墓地の区画ごとに、墓地管理者等から墓地使用者の氏名、住所等について聴取するものとする。この場合において、墓地使用者から維持、管理の委任を受けている者がいるとき又は墓地使用名義人と現実の使用者（祭しを主宰する者）が異なっている場合には、その原因と受任者（以下「受任者」という。）、承継人等の氏名及び住所を調査するものとする。

(三) 墓地使用者単位の霊名簿（過去帳）の調査

前（二）で確定した墓地使用者（未確認のものを含む。）ごとに、次に掲げる事項を調査するものとする。

なお、調査については、原則として、墓地管理者が管理する霊名簿（過去帳）により行うものとし、墓地使用者等から確認を受けるものとする。

- ア 法名（戒名）
- イ 俗名、性別及び享年
- ウ 死亡年月日
- エ 墓石ごとの火葬、土葬の区分（土葬の場合は遺体数、火葬の場合は遺骨数）
- オ 墓地使用者単位の霊数
- カ その他必要と認める事項

二 墳墓の調査

墳墓の調査は、墓地使用者ごとに次に掲げる事項について行うものとする。

- ア 墓地の配置状況、墓地使用者ごとの区画及び通路等の配置の状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て行うものとする。
- イ 墓石の形状、寸法、構造及び種類
- ウ 墓誌等の形状、寸法及び種類
- エ カロートの形状、寸法及び種類（石造又はコンクリート造）。不可視部分については、墓地使用者又は墓地管理者からその状況を聴取するものとする。
- オ 墳墓工作物については、附帯工作物調査算定要領（※ 1）（以下「附帯工作物要領」という。）に準じて調査するものとする。

※ 1 各起業者が別途定める要領名

- カ 墳墓立竹木については、立竹木調査算定要領（※ 2）（以下「立竹木要領」と

いう。)に準じて調査するものとする。

※2 各起業者が別途定める要領名

キ その他補償額の算定に必要と認められる事項

ク 墳墓の概要が把握できる写真の撮影

(調査表)

第4条 墓地に関する調査は、前条の調査結果に基づき、墓地管理者調査表(様式第1号)、墓地使用(祭し)者調査表(様式第2号)及び墓碑類調査表(様式第3号)に、次に掲げる項目につき、それぞれに定める事項を記載することにより作成するものとする。

なお、墳墓工作物については附帯工作物要領に準じて、墳墓立竹木については立竹木要領に準じて、それぞれ調査表を作成するものとする。

一 墓地管理者調査表(様式第1号)

ア 調査年月日、調査者及び整理番号

イ 墓地所在地

ウ 墓地所有者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

エ 墓地管理者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

オ 包括団体の名称及び宗教法人、非宗教法人の別

カ 財産処分等に関する規則の有無

キ 永代使用料に関する事項

ク 墓地使用(祭し)者の氏名

二 墓地使用(祭し)者調査表(様式第2号)

ア 調査年月日、調査者及び整理番号

イ 墓地の所在地

ウ 墓地使用(祭し)者の氏名及び住所

エ 受任者又は承継人の氏名及び住所並びに原因

オ 墓地使用(祭し)者単位の霊数

カ 番号(霊体ごとの整理番号)

キ 法名(戒名)、俗名、性別、享年、死亡年月日及び火葬又は土葬の区分

三 墓碑類調査表(様式第3号)

ア 調査年月日、調査者及び整理番号

イ 墳墓の所在地

ウ 墳墓所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地(法人を代表する者の住所及び氏名)

エ 墓地管理者の氏名又は名称及び住所又は所在地(法人を代表する者の住所及び氏名)

オ 墓地所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地(法人を代表する者の住所及び

氏名)

カ 番号 (墓石ごとの整理番号)

キ 構造、種類、規模 (墓石、墓誌、カロート等の形状、寸法、使用材料)、埋葬年月日、遺体数又は遺骨数及び土葬又は火葬の区分

ク 単位

ケ 数量

(図面の作成)

第5条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

一 墳墓配置図

二 墓碑類の詳細図 (墓石等の姿図、カロートの断面図等、数量計算に必要なもの)

三 写真撮影方向図

2 墳墓に関する図面は、原則として次により作成するものとする。

一 図面は、原則として墓地使用者 (墳墓所有者) ごとに作成するものとし、共同墓地等において全体の区画を示す必要がある場合は、全体の墳墓配置図 (区画図) を作成するものとする。

二 図面の大きさは、原則として、日本工業規格 A 列三版横とする。

三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置するものとする。

四 長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第二位 (小数点以下第三位四捨五入) までとする。

五 図面に表示する数値は、前号の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

3 墳墓工作物は、附帯工作物要領に準じて、墳墓立竹木は、立竹木要領に準じてそれぞれ作成するものとする。

第3章 算定

(補償額の構成)

第6条 改葬の補償及び祭し料の構成は、次のとおりとする。

〈改葬の補償の構成〉

改葬の補償 ┌ 改葬料 (遺体又は遺骨の移転に要する費用)

└ 墳墓移転料 ┌ 墓碑類の移転料

└ 柵垣等の移転並びに補修に要する費用

┌ 墳墓工作物移転料

└ 墳墓立竹木補償金

〈祭し料の構成〉

祭し料 ┌ 祭し料

宗教上の施設の解体式、竣工式等の際に必要な費用

弔祭料

個々の墳墓の改葬に伴う読経供養費、供花供物費、その他通常必要とする費用

(改葬の補償の算定)

第7条 改葬の補償の算定は、改葬補償金算定書(様式第4号)を用いて、次のとおり算定するものとする。

一 細則第19第1項第二号に掲げる墓碑類を移転するために要する費用は、次によるものとする。

(一) 墓碑類の移転料は、原則、復元に要する費用(以下「復元費」という。)とし、次に掲げる式により算定した額とする。

復元費＝復元工事費＋解体処分費－発生材価額

ただし、復元することが困難な場合は、復元工事費にかえて再調達価格によるものとする。

(二) (一)に掲げる復元工事費、再調達価格、解体処分費及び発生材価額は、附帯工作物要領第7条により算定するものとする。

二 細則第19第1項第三号に掲げる柵垣等の移転並びに補修に要する費用は、次によるものとする。

(一) 墳墓工作物の移転料は、原則、復元費とし、次に掲げる式により算定した額とする。

復元費＝復元工事費＋解体処分費－発生材価額

ただし、復元することが困難な場合は、復元工事費にかえて再調達価格によるものとする。

(二) (一)に掲げる復元工事費、再調達価格、解体処分費及び発生材価額は、附帯工作物要領第7条により算定するものとする。

(三) 墳墓立竹木については、立竹木要領に準じて算定するものとする。

(祭し料の算定)

第8条 祭し料は、祭し料算定書(様式第5号)を用いて算定するものとする。

墓地管理者調査表

調査年月日		調査者		整理番号	
墓地所在地					
所有者	墓地所有者の氏名又は名称		墓地所有者の住所又は主たる事務所の所在地		
	代表権を有する者の氏名		代表権を有する者の住所		
管理者	墓地管理者の氏名又は名称		墓地管理者の住所又は主たる事務所の所在地		
	代表権を有する者の氏名		代表権を有する者の住所		
包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別					
財産処分等に関する規則					
永代使用料に関する事項					
墓地使用（祭し）者の氏名			墓地使用（祭し）者の氏名		
【備考】					

墓地使用（祭し）者調査表

墓地の所在地		調査日 調年 月 日	調査者	整理番号		
墓地使用（祭し） 者の氏名	墓地使用（祭し） 者の住所					
受任者又は承継人 の氏名	受任者又は承継人 の住所	原因				
墓地使用（祭し）者単位の霊数						
番号	法名（戒名）	俗名	性別	享年	死亡年月日	火葬、土葬の区分

算定年月	算定者
採用単価	消費税等相当額の補償の要否

改葬補償金算定書

墳墓所在地		移転工法		整理番号	
墳墓所有者の住所		墳墓所有者の氏名			
種別	単位	数量	金額	消費税等課税対象額	備考
改葬料	式	1			
墓碑類移転料	式	1			
墳墓工作物移転料	式	1			
墳墓立竹木補償金	式	1			
廃材処分費及び運搬費	式	1			
計					
消費税等相当額					
補償額					

算定年月日		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	

祭し料算定書								(①+②) ¥. —
祭し料・弔祭料 の対象となる施設	所在地					種別		
	所有者							
被補償者	住所又は所在地							
	氏名又は名称							
	法人の代表者の住所							
	法人の代表者の氏名							
① 祭し料								
番号	種別等	数量	単位	単価	補償額	消費税等課税対象額		備考
						単価	金額	
合計								
② 消費税等相当額								
消費税等課税対象額				×	税率	=		

立竹木調査算定要領

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この要領は、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則(昭和38年3月7日付け用地対策連絡会決定。以下「細則」という。)第5及び第22から第25-2に規定する立竹木の補償に係る調査算定に適用するものとする。

(立竹木の区分)

第2条 調査算定にあたり、立竹木は表1のとおり区分するものとする。

表1

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの(自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。)をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹</p> <p>観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木(針葉樹及び広葉樹)、株物類、玉物類、生垣用木、特殊樹(観賞用竹を含む)をいう。</p> <p>① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特 殊 樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹</p> <p>防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p>

	<p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を 保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をい う。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをい い、自然発生ものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育 するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這 うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除 く。</p> <p>E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をい う。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越 冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さ に弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地 上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登 坂又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)をいい、自然発生 ものを除く。</p> <p>G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多 年生植物をいい、自然発生ものを除く。</p>
用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の 効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれら の効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽 培方法の差異による区分は次のとおり。</p> <p>① 園栽培 一団の区画内(果樹園等)において、集約的かつ計画的に 肥培管理を行って栽培しているものをいう。</p> <p>② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦 畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p>

	B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹 林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第3条 立竹木の調査は、次の各項により行うものとする。

一 庭木等の調査

- (一) 所有者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号(寄植及び連植であつて同樹種、同寸法の場合は、同番号とする。)を付すものとする。
- (二) 庭木の調査は、表2により行うものとする。

表2

区 分	細区分	単 位	調 査 事 項	備 考
観賞樹	高 木	本	樹種、幹周(樹高)、本数、管理の状況、その他必要事項	幹周が10cm未満のものについては樹高も調査する。
	株 物	株	樹種、樹高、株数、管理の状況、その他必要事項	
	玉 物	本・株	樹種、葉張、本数又は株数、管理の状況、その他必要事項	
	生 垣	m	樹種、樹高、延長、管理の状況、その他必要事項	
	特殊樹	本・株	樹種、幹高等、本数又は株数、管理の状況、その他必要事項	・ヤシ類、ソテツ類、シユロ類及びユッカ類は、幹高を調査する。 ・トックリヤシは、玉周を調査す

			る。 ・ヒルギ類は、樹高を調査する。 ・株立性ヤシ類及びタコノキ類は、葉長点高を調査する。 ・リュウゼツラン及び竹類は、高さを調査する。 ・藤本類は、幹周を調査する。ただし、幹周が10cm未満のものについては樹高も調査する。
利 用 樹	本	高木、株物、玉物、特殊樹に準ずる	
風 致 木	本・株	高木、株物、玉物、特殊樹に準ずる	
地被類・芝類・ツル性類	m ²	種類、面積、植生の状況、その他必要事項	

(三) 幹周等の計測は、次のとおりとする。

ア 幹周は、樹木の地上1.2mの部分で測定する。ただし、特殊な形態で数本に幹分れしている場合は、幹周の総和に0.7を乗じて表す。

イ 樹高は、当該樹木の主要な樹形を形成する枝先までの徒長枝を含まない高さとする。

ウ 葉張は、当該樹木の主要な樹形を形成する枝先までの徒長枝を含まない幅とする。

エ 幹高は、当該樹木の幹の最上部までの高さとする。

オ 玉周は、当該樹木の幹胴、根元の球形のふくらみ部分のうち、最も肥大した位置の周長とする。

カ 葉長点高は、樹冠の最上葉の先端から根鉢の上端までの垂直高とする。

キ 地被類は、一群となる植付株の地際外周部について、方形として縦横を計測する。

ク 芝類は、ほぼ連続して生育している一群の芝生をおおむね方形として縦横を計測する。

ケ ツル性類は、地面に被覆している場合は地被類と同様に計測し、壁面に張り付いていて、被覆面に高低差がある場合は、被覆面のおおむね70%までを縦とし、おおむねその高さに到達している左右の範囲を横とした方形を現況被覆面積とみなす。

(四) 管理の状況は、表3により判断するものとする。

表3 管理状況の判断基準

判 断 基 準	区 分
年2回程度以上の手入れ(剪定)が行われ樹型が整っているもの	良い

年1回程度の手入れ(剪定)を行っているもの	やや良い
上記以外のもの	普通

注) 手入れ(剪定)の実施者は、植木職人等の専門家によることを前提とされているため、専門家以外が行った手入れについては、樹形の状況により、手入れ回数にかかわらず、区分を下げて判断することができる。

(五) 植生の状況は、表4により判断し、面積の計測結果に、それぞれ植生の状況に応じた率を乗じ、数量を算出するものとする。

表4

植生の状況	率
一群に雑草が無く、おおむね全面を被覆している場合	1.00
一群に雑草の混入・裸地部分が1/4以下の場合	0.75
一群に雑草の侵入・裸地部分が1/2程度までの場合	0.50

(六) 特殊樹のうち、観賞用竹(ほていちく、きんめいちく、なりひらたけ、かんちく等)については、5本程度を1株として、その位置を図面に表示するとともに番号を付すものとする。

二 用材林の調査

(一) 所有者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、本数、胸高直径、林齢(又は植林年次)、人工林・天然生林の別、管理の状況等を調査するものとする。

なお、同一の所有者において複数の林齢が存する場合は、各林齢ごとに調査するものとする。

ア 胸高直径は、原則として、用材林の地上部1.2mの部分における直径とし、計測の位置に枝節・こぶ等があり異形をなすものについては、枝節・こぶ等の上下を計測し平均するものとする。

イ 調査地が傾斜地の場合は、斜面の上部(山側)地際から測定する。

ウ 胸高点の下方から樹幹が分岐しているものはそれぞれ独立木として調査する。

エ 林齢の調査は、都道府県が整備している森林簿等の写し、又は、所有者からの聞き取り等による。

(二) 毎木調査を行うことが困難であると認められる場合又は標準地調査により毎木調査と同等の精度が得られると認められる場合には、標準地調査法により調査を実施できるものとし、次により行うものとする。

ア 所有者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況及び植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を区分し、調査する。

イ アで定めた区域内で最も標準と認められる範囲(標準地)1,000平方メートル程度を

定め、当該範囲内にある樹種名、胸高直径、本数及び林齢(又は植林年次)を調査する。なお、アで定めた区域が、5,000平方メートル程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の10パーセント程度をもって行うものとする。

- (三) 細則第5第4項に規定する間伐等が適切な時期に実施されていないため、適正な立木密度が確保されていないと認められる場合とは、概ね10年以上間伐等を施しておらず、適切な立木密度が確保されていない山林をいい(下刈り、枝打ち等が十分に行われていない状況で、かつ、当該立木の1haあたりの植栽本数が、2齢級(10年)以前の適正本数よりも上回っている状況のいずれにも該当する場合)、次の調査を行い管理程度を判断するものとする。

ア 同一樹種で所有者及び林齢を同じくする一団の土地毎に、標準的な立木の生育状況にあると判断される約10m四方(100㎡程度)の範囲において調査した植栽本数を基に1haあたりの植栽本数に換算し、その植栽本数が当該地域における2齢級(10年)以前の適正本数か否かを調査する。

なお、2齢級(10年)以前の適正本数は、当該地域における実情を基に決定する。

イ アの調査範囲において、枝打ち、下刈りが十分に行われているか否かを調査する。

三 薪炭林の調査

前号用材林の調査に準じて行うものとする。

四 収穫樹の調査

(一) 所有者ごとに毎木又は取得面積による樹種、樹齢(又は植付年次)、管理の状況等を調査するものとする。

(二) 管理の状況は、表5により判断するものとする。

表5 管理状況の判断基準

判断基準	区分
通常の園地よりも樹姿・樹勢が良く、肥培管理の状況が優れている園地	優る
園地内の樹姿・樹勢及び肥培管理の状況が通常である園地	普通
通常の園地よりも樹姿・樹勢が劣り、肥培管理の状況が整っていない園地	劣る
園地に存しない果樹等で、野立的なもの	散在樹

(三) 樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、附帯工作物調査算定要領(※)によるものとする。 ※各起業者が別途定める要領名

五 竹林の調査

(一) 所有者ごとに竹林として取扱うことが相当と認められる区域を決定する。この場合において、筍の収穫を目的としているものとその他のものとに区分するものとする。

(二) 竹林の調査は、原則、面積調査とし、品種及び調査区域内の標準的な竹の幹周等の調査を行うものとする。

なお、幹周は元口(切口の最下部)より1.2mの節間中央部を調査するものとする。

六 苗木の調査

所有者ごとに苗木として取扱うことが相当と認められる区域を決定し、植栽されている苗木について、第一号から第五号に準じて調査するものとする。

七 その他の立木の調査

立木の存する位置、樹種等により前各号の調査に準じて行うものとする。

(計測の単位)

第4条 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。

- 一 幹周、胸高直径は、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。
- 二 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)までとする。
ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、生垣及び特殊樹については、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。
- 三 地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)までとする。

(調査表)

第5条 立竹木の調査表は、第3条の調査結果に基づき、様式第1号の立竹木調査表に、次の各号に掲げる補償額の算定に必要な項目を記載することにより作成するものとする。

- 一 所在地 立竹木の所在地
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日
- 三 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 四 所有者氏名又は名称 立竹木の所有者の氏名又は名称
- 五 所有者住所又は主たる事務所の所在地 立竹木の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 六 種類名 立竹木の樹種名又は品種名
- 七 樹齢又は林齢 当該樹種の樹齢又は林齢
- 八 寸法 立竹木の幹周、胸高直径、樹高、面積等
- 九 管理程度 1haあたり用材林植栽本数、1haあたり用材林当該林齢適正本数、下刈り、枝打ち等の状況、管理程度の判定
- 十 移植の可否 当該樹種の移植の可否
- 十一 数量 立竹木の数量
- 十二 その他 起業地・残地の別、その他必要な事項

(図面)

第6条 立竹木の図面は、第3条の調査結果を基に作成するものとし、作成する図面の種類は、次のとおりとするものとする。

- 一 立竹木配置図(庭木等)
- 二 標準地位置図等(用材林)
- 三 写真撮影方向図
- 四 その他必要な図面

- 2 立竹木の図面は、原則として、次により作成するものとする。
- 一 図面は、立竹木の所有者ごとに作成し、地番及び土地の取得等の計画線を赤色の実線で記入する。
 - 二 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3版横とする。
 - 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
 - 四 写真撮影方向図は、立竹木配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。
 - 五 標準地調査を行った場合は、図面に、標準地の位置及び面積並びに樹木数量等を決定した範囲及び面積を記載する。
 - 六 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。
- 3 次の各号に掲げる各図面の縮尺は、原則として、当該各号に定める縮尺によるものとし、各図面に該当縮尺を記入するものとする。ただし、これにより難しい場合は、この限りではない。
- 一 立竹木配置図(庭木等) 50分の1又は100分の1
 - 二 標準地位置図等(用材林) 100分の1又は200分の1
 - 三 写真撮影方向図 立竹木配置図等による

(写真台帳の作成)

第7条 立竹木の写真の撮影は、原則として、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

第3章 算定

(庭木等の補償)

第8条 細則第22条第2項に規定する移植に伴う枯損等により通常生ずる損失額は、表6を適用して求めるものとする。

表6

移植の難易	易	中	やや難	難
枯損率	10%	20%	30%	40%

2 細則第25-2第2項に規定する庭木等の正常な取引価格は、庭木等の用途、樹勢及びせん定その他の管理の状況に応じて、表7を適用して求めるものとし、風致木については表8を適用して求めるものとする。

表7

管理の程度	良い	やや良い	普通
補正率	1.2	1.0	0.8

表8

風致木補正率	0.5
--------	-----

(補償額の算定)

第9条 立竹木の補償額は、第2条の立竹木の区分毎に立竹木補償額算定表(様式第2号)及び管理程度補正判定表(様式第3号)を用いて、算定した額とする。

(補償単価の端数処理)

第10条 補償額の算定を行う場合の単価の端数処理は、次によるものとする。

100円未満のとき	1円未満切り捨て
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
10,000円以上のとき	100円未満切り捨て

動産移転料調査算定要領

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この要領は、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年3月7日用地対策連絡会決定。以下「細則」という。）第16に規定する動産移転料に係る調査算定に適用するものとする。

2 調査算定にあたり、動産は次表のとおり区分するものとする。

動産区分	判 断 基 準
屋内動産	居住用家財、店頭商品、事務用什器、その他の動産で普通引越荷物として取り扱うことが適当なもの
一般動産	木材、薪炭、石炭、砂利、庭石、鉄鋼、据付けをしていない機械器具又は金庫その他の動産で、容積及び重量で台数積算を行うのが適当なもの

第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第2条 動産に関する調査は、世帯（居住用家財以外は所有者）ごとに次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 動産所有者、建物所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地（建物番号及び室番号）
- 二 動産の所在地
- 三 住居又は店舗等の占有面積及び収容状況、家族人員
- 四 一般動産及び住居面積別標準台数表（別表1）が適用できない屋内動産については、品目、形状、寸法、容量及び重量
- 五 ピアノ、美術品、金庫等で取扱いの困難な動産については、個別に調査するものとする。
- 六 動産の現況が把握できる写真の撮影
- 七 その他必要と認められる事項

(調査表)

第3条 動産の調査表は、前条の調査の結果に基づき、動産調査表(様式第1号)に当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日
- 三 動産所有者の住所及び氏名又は名称(法人を代表する者の住所及び氏名)
- 四 建物所有者の住所及び氏名又は名称(法人を代表する者の住所及び氏名)
- 五 建物番号 動産が存する建物の建物番号
- 六 建物の種類構造 動産が存する建物の種類構造
- 七 建物延床面積 動産が存する建物の延床面積
- 八 住居面積 所有者が常時居住の用に供している部分の延べ面積
- 九 家族人員 動産が存する建物の居住人数(一世帯あたり)
- 十 所在地 動産の所在地
- 十一 動産の品名 動産の具体的な品名
- 十二 種類 屋内動産(屋内動産は第2条第四号により個別調査を実施したもののみ記載)、一般動産の別(一般動産は必要に応じて屋内、屋外に区分)
- 十三 形状寸法(計算式)
幅×奥行×高さ×個数
一個あたりの重量×個数
幅×奥行×個数
- 十四 重量、体積及び面積 運搬に必要な貨物自動車台数を算出するための重量、体積及び面積

(動産数量の計測、計算数値の取扱い)

第4条 動産調査表へ記載する数量等は次によるものとする。

- 一 測定単位
動産の幅、奥行、高さの計測単位はメートルを基本とし、小数点以下第二位(小数点以下第三位四捨五入)までとする。重量の計測単位はトンを基本とし、小数点以下第二位(小数点以下第三位四捨五入)までとする。ただし、幅、奥行、高さ等で小数点以下第二位の計測が困難なものはこの限りではない。
- 二 計算単位
計測した数値を基に算出した重量、体積及び面積は、小数点以下第三位(小数点以下第四位切り捨て)までとする。
- 三 集計方法
各動産ごとに算出した重量、体積及び面積は、住居面積別標準台数表(別表1)が適

用できない屋内動産、一般動産（必要に応じて屋内、屋外に区分）の別に集計し、その合計については小数点以下第二位（小数点以下第三位四捨五入）までとする。

（図面等）

第5条 作成する図面の種類は次のとおりとする。

- 一 写真撮影方向図 第2条第六号に規定する写真撮影を行った場合は写真撮影方向図を作成するものとする。
- 二 その他図面 その他の図面は、必要に応じて適宜作成するものとする。

第3章 算定

（補償額の構成）

第6条 動産移転料の構成は、次のとおりとする。

動産移転料 — 屋内動産移転料
 └ 一般動産移転料

（補償額の算定）

第7条 動産移転料の算定は、動産移転料算定書（様式第2号）を用いて、次式により算定した額とする。

- 一 動産移転料＝（貨物自動車一台あたりの動産の移転に通常要する梱包、小運搬、積み込み、積み卸しのために必要な労力費、運賃、荷造りの材料費、その他の雑費の合計額）
×運搬に必要な貨物自動車台数

（一） 労力費

屋内動産にあつては、二トン積貨物自動車の場合は荷扱夫の平均賃金の二人分とし、四トン積貨物自動車の場合は荷扱夫の平均賃金の四人分とし、一般動産にあつては二トン積貨物自動車の場合は荷扱夫の平均賃金の一人分とする。ただし、通常の小運搬の範囲を超える小運搬が必要であると認められるときは、実情に応じて適宜補正することができるものとする。

（二） 運賃

屋内動産にあつては当該地域における引越荷物に係る一日当たりの標準的な一般貨物自動車の運賃を一日当たりの往復回数（通常二回とし、当該地域の実情に応じて適宜一回とすることができるものとする。）で除した運賃とし、一般動産にあつては使用車両の最大積載量及び移転距離（通常四キロメートルとし、当該地域の実情に応じて適宜加算できるものとする。）に基づいた当該地域における一般貨物自動車の標準的な運賃とする。

（三） 荷造材料費

ダンボール箱、ガムテープ等の荷造りに要する資材費とする。

(四) その他の雑費

(一) から (三) の費用の合計額の一〇パーセントとする。

(五) 細則第16第3項に規定する取扱いの困難な動産については、通常移転に要する費用に加えて、その実情に応じて必要な経費を加算することができるものとする。

二 建物を残地に移転する場合においては、第一号により算定した額の五〇パーセントから一〇〇パーセントの範囲内で適正に定める額を貨物自動車一台当たりの動産の移転費とする。

三 当該動産の運搬に必要な貨物自動車台数は、次のとおり認定するものとする。

(一) 屋内動産

屋内動産の運搬に必要な貨物自動車台数は、原則として、住居面積別標準台数表(別表1)を適用して求めるものとする。なお、住居面積別標準台数表によることが著しく実情に合わない認められる場合は、一般動産と同様に実測数量を調査し、台数を認定することができるものとする。

(二) 一般動産

一般動産の運搬に必要な貨物自動車は、動産の品目、種類、数量、体積等に応じた貨物自動車とする。

台数の認定にあたっては、動産調査表にて集計した数量を一台あたりの積載量で除したものとする。集計した数量が体積及び面積の場合は原則として標準積載量表(別表2)で除した台数を認定するものとする。動産の集計は、重量、体積、面積ごとに集計し、それぞれ算出した運搬に必要な貨物自動車台数を合算するものとする。なお、小数点以下の数値がある場合に、四トン積貨物自動車を標準とした場合、〇.五未満の場合は二トン積貨物自動車一台、〇.五以上の場合は四トン積貨物自動車一台を認定するものとし、二トン積貨物自動車を標準とした場合は小数点以下第一位を切り上げた台数とする。

2 仮住居等を経由して移転する場合においては、前項により算定した額と同額(第1項第一号(一)ただし書きにより補正しているときは補正により増額した額を、第1項第一号(二)において一日の往復回数を一回又は移転距離を四キロメートル以上としているときは、一日の往復回数二回又は移転距離四キロメートルとして計算した額を超える額を、それぞれ控除するものとする。)を加算するものとする。

別表1 住居面積別標準台数表

住居面積	15 m ² 未満	15 m ² 以上 30 m ² 未満	30 m ² 以上 50 m ² 未満	50 m ² 以上 75 m ² 未満	75 m ² 以上 105 m ² 未満	105 m ² 以上 140 m ² 未満	140 m ² 以上 180 m ² 未満	180 m ² 以上
2トン積貨物自動車台数	1台		1台		1台		1台	
4トン積貨物自動車台数		1台	1台	2台	2台	3台	3台	4台

注(1) この表は、家族人員五名以内の場合又は家族人員が五名を超え、かつ、住居面積が五〇m²未満の場合に適用するものとし、家族人員が五名を超え、かつ、住居面積が五〇m²以上の場合については、五名を超え三名増すごとに二トン積貨物自動車一台を加算(加算したことにより二トン積貨物自動車が二台となるときは、四トン積貨物自動車一台に置き換えるものとする。)して適用するものとする。

この場合において、人員に三名未満の端数が生ずるときは三名として計算するものとする。

(2) 住居面積は移転対象となっている建物のうち、常時居住の用に供している部分の延べ面積とする。

別表2 標準積載量表

種別	単位	体積	面積
2トン積貨物自動車	1台あたり	7 m ³	6.5 m ²
4トン積貨物自動車	1台あたり	14 m ³	13 m ²

算定年月日		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	

<p style="margin: 0;">(1. + 2. + 3. + 4.)</p> <h2 style="margin: 0;">動産移転料算定書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">¥. -</p>								
動産所有者の住所及び氏名		住所 氏名			動産所在地			
<p>1. 屋内動産 ¥. -</p>								
住居面積 (常時居住面積)	家族人員	仮住居等経由の有無	移転工法	移転回数	建物所有者の氏名			
台数								
①標準台数	②人員による加算台数	③個別調査による台数	④小計 (①+②+③)	⑤移転回数	⑥延べ台数 (④×⑤)	⑦1台当り単価		
						⑧金額 (⑥×⑦)	合計	
2t	-----							
4t	-----							
台数算定(住居面積別標準台数表の適用が困難な屋内動産)								
<p>2. 一般動産 ¥. -</p>								
①台数	特記事項			②移転回数	③延べ台数 (①×②)	④1台当り単価	⑤金額 (③×④)	合計
2t	-----							
4t	-----							
台数算定								
<p>3. 取扱いが困難な動産 ¥. -</p>								
品目・種別	個数	単価	移転回数	移転料	うち消費税等課税対象額	摘要		

	×		×	=				
	×		×	=				
合計								
<p>4. 消費税等相当額 (1. + 2. + 3.) × 税率 =</p>								

